

～申請から交付までの流れ～

① 特殊詐欺対策電話機等を購入し、特殊詐欺対策機能を設定・設置する。

【注意点】

- 購入する前に、対象となる機器であるか必ず確認してください。
- 対策機能の設定方法については、購入元の店舗または各メーカーへお問い合わせください。

（参考）

- ・パナソニック製の電話機は、「迷惑防止」のボタンを長押しすることで設定が完了する機器があります。
- ・シャープ製の電話機は、購入した際にすでに設定されている機器があります。

② 総務課窓口へ交付申請書兼請求書及び必要書類を提出する。

機器の設置が完了したら、申請書及び次の必要書類を持参し総務課窓口へ提出してください。

※申請書はホームページにあるほか、総務課窓口にも準備してあります。

【提出する書類】

- 機器を購入した際の領収書のコピー
- 購入した機器の機能が記載されている取扱説明書またはカタログ等のコピー
- 申請者の身分証明書のコピー（運転免許証やマイナンバーカードなど）
- 振込先口座が確認できるもののコピー（通帳またはキャッシュカード）
- 機器を設置したことが確認できる写真
- 印鑑（スタンプ式を除く）

③ 審査後、総務課から交付決定通知書が送付され、指定された口座へ振り込まれます。

審査・決定まで約1か月ほどかかります。

また、審査の過程で対策機能が正しく機能しているか電話による確認を行います。